

会 議 録

会議名称	タウンミーティング (向瀬・石坂)	記録者	財政課 課長補佐
日 時	平成29年12月5日(火) 午後7時～午後8時40分		
場 所	向瀬会館		
出席者	<p>町 : 町長、教育長、参事兼総務課長、財政課長、企画振興課長、健康福祉課長、地域整備課長、学校教育課長、危機管理室長、住民課長、農林水産課長補佐</p> <p>区長会 : 向瀬区長</p> <p>町 議 : 塚本議員</p> <p>住 民 : 8人</p>		
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 町長あいさつ 3 出席者紹介・開催趣旨説明(参事) 4 町政報告(財政課長、企画振興課長) 5 意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・保育所統廃合について(学校教育課長・健康福祉課長) ・下水道使用料について(地域整備課長) ・地区等からの要望等 6 フリートーク <ul style="list-style-type: none"> ・安心ほっとメール、ケーブルテレビ加入について(参事) 7 閉会 		
会議結果	<p>【小学校・保育所統廃合について】</p> <p>●質問</p> <p>中学校統合時の押水地区のスクールバス待合所の設置状況は。 小学校統合した場合でも既存の待合所を利用すれば経費の節減にもなる。</p> <p>小学校、中学校のスクールバス待合所を別々に設置する必要はないと思うが。</p> <p>○回答(町長)</p> <p>経費のかからないように工夫したい。</p> <p>○回答(学校教育課長)</p> <p>押水地区では、スクールバスのバス停はありませんし、志雄地区にあるバス停はそのまま再利用したいと考えている。</p>		

【下水道使用料について】

●質問

下水道使用料の減免基準いくつかあるが、対象者は役場の方で把握していると思うため減免されていると考えて良いのか。

○回答（地域整備課長）

広報等でもお知らせしていますが、ご本人による申請制度となっています。

●質問

志雄地区の水洗化率が76.51%となっているが、個人的に水洗化しているものも含まれるのか。

○回答（地域整備課長）

町が設置したもの以外で、個人が設置した合併浄化槽などは入っていません。

【その他】

●質問

山間地で減反している農地の地番状況等、移住者に対してのものなのかインターネット上にのっているが。

○回答（参事）

本町のみではなく、全国的な遊休農地の情報として、有効利用等していただくため情報提供として掲載されているものです。

【石坂区からの要望】

◆高齢者で、運転免許証を返納した時の優遇措置はありますか。

○回答（参事）

運転免許証を自主返納された方（65歳以上の方）には、**3,000**円相当の商品券またはデマンドタクシー利用券**5,000**円分を交付しています。（自主返納した日から6か月以内に町に申請が必要です。）

運転免許証の自主返納申請は、羽咋警察署又は運転免許センターで行っています。（運転免許センターのみ代理人申請ができます。）

●質問

この商品券又はタクシー利用件の措置は1回限りなのか。

まち中なら良いが、山あいの地域で自主返納しこの金額でこれからもずっとやってくれというのは無理である。

○回答（参事）

他の地区でも話はありましたが、現状では1回限りの制度となって

おります。

◆古墳の湯の施設を、災害時の一時避難所に開放出来ますか。

○回答（危機管理室長）

災害には、地震、風水害、土砂災害等のさまざまな自然災害があります。町は町内17の公共施設を災害の種類に応じて避難所に指定していますが、古墳の湯周辺で、一部土砂災害警戒区域があるため、現時点で町が指定する避難所としては適当ではないと考えております。

北志雄地区では、生涯学習センターか志雄小学校体育館が最寄りの町指定避難所であるため町が災害時に避難指示などを発令した場合は、早めの避難を心がけていただきますようお願いいたします。

なお、災害の種類によって身の危険を感じた場合は、会館を一時避難場所として、利用したり会館に自主避難していただくこともできます。

最後に、災害時の第一歩は自助・共助が大切であります。現在、町では防災士の育成や自主防災組織の設立に力を入れており、向瀬区・石坂区におかれましては、自主防災組織の設立をご検討いただき地域ぐるみで防災体制の強化を図っていただきますよう、よろしく申し上げます。

●質問

古墳の湯周辺のどの辺に地すべり地帯があるのか。

いちばんひどい所は、県からきている完全な地すべり地帯は、お宮さん地区だけしかのっていないはずであるが。

○回答（町長）

緊急で非難する場所としては適していると思いますので、一度考えたい。

◆スクールバスの休日利用について

○回答（企画振興課長）

スクールバスは、学校行事や部活動で使用しています。休日も、土曜授業や部活動の練習・公式試合等に利用するため、現状ではスクールバスの貸出は難しいと考えております。

●質問

旧町では、旅行用として集落へマイクロバスの貸出しがあり、そういった意味あいでの質問とも考えられるが。

○回答（参事）

基本的には、各種団体の公的な行事等への貸し出しとなるが、集落

単位の貸出しとなると難しい。

◆近年、河川（二級）法面の枯れ草焼却を例外に該当する為の消防署と町の規定はありますか。

近年、河川法面、堤防等に電気柵を設置するので、除草作業の回数がふえて苦勞している。焼却により除草作業を簡素化したい為。

○回答（住民課長）

廃棄物の野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

しかし、農業を行うためにやむを得ないものとして行う焼却について、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものは例外とされています。

ただし、野焼きをする時は、次のような配慮が必要です。

- ①煙の量や臭いが苦情の出ない量にする
- ②延焼に注意する
- ③風向きや強さ、時間帯を考慮する（夜間は焼かない）
- ④廃プラスチック（肥料袋など）やビニールを焼却しない
- ⑤すぐに消し止めることができるように、水を準備し、目を離さない野焼きの例外は自己判断で実施せず、ご不明点は住民課へお問い合わせください。また実施される際は、事前に住民課への報告や消防署への届け出にご協力ください。

●質問

申請すれば野焼きして良いのか。

○回答（住民課長）

申請方式ではなく、原則、野焼きは禁止されております。例外として先程説明いしましたが、煙が出ているなど火災等の観点からも事前に消防署へ連絡していただきたい。

◆古墳公園内の整備をしてほしい

○回答（地域整備課長）

古墳公園につきましては、限られた予算の中で、毎年6月に実施している斜面の草刈り作業を優先的に行っております。

また、桜の開花時期や夏場には敷地内及び遊歩道沿線などの草刈りも万全とは言えませんが、順次、実施しております。

その中で、高木などの枝等が覆いかぶさっている箇所もありますが、予算の確保が大変厳しく、町の作業員が手の届く範囲で剪定している状況です。

今後も地域の皆さんはもとより、誰もが利用しやすい公園管理に努

めて行きたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、更なる予算の確保に努め、樹木の剪定、遊歩道等の整備にも力を入れていきたいと思っております。

【向瀬区からの要望】

◆旧北志雄小学校跡地の維持管理について

定期的に草刈ができていないため、ススキなどの雑草で荒地になりイノシシの通り道になっている。

近くに民家や田圃がありイノシシの被害がある。

○回答(財政課長)

旧北志雄小学校跡地については、区民の健康増進などからパットゴルフ場やミニゲートボール場として利用するため、向瀬区との無償賃貸借契約に基づき平成24年9月1日から貸し付けていましたが、契約解除の申出により、平成29年3月31日をもって契約解除いたしました。

町では、今年7月中旬頃、道路沿いに除草剤の散布など行いましたが、来春以降は、時期も見ながら除草等による維持管理に努めていきたいと考えます。

○回答(農林水産課長補佐)

現在、町ではイノシシの獣害対策として、『電気柵・金網柵による防除』、『檻設置による駆除』、『緩衝帯整備事業による出没の抑止』を行っています。

電気柵は、イノシシが電気柵に触れて通電することでショックを与え、“ここに近づくと怖い”ということを植え付ける効果があります。主に田畑などの農地にイノシシを入らせないようにするために用いています。金網柵は、主にため池堤体の保護のために設置しています。

設置の際には、2分の1の補助があります。

檻による駆除は、檻に餌である米糠を設置してイノシシを誘因して捕獲します。主に集落付近の里山などに設置し、農業被害はもちろん人的被害が未然防止できるよう有害鳥獣捕獲隊の協力を得ながら進めています。捕えたイノシシは食肉としても利用することができます。

狩猟免許取得の際には免許の種類に応じ、助成があります。

これまでは、主にこのふたつの方法でイノシシ対策を行っていましたが、今年度から緩衝帯整備事業による出没の抑止を行っています。この事業は、クマ・イノシシなどの野生獣の出没を「抑止」するために、集落周辺の里山林において、森林の見通しを良くする伐採や藪の刈払い等を行い、人里に野生獣が出没しにくい環境整備を行うもので、複数の集落が連携し広域的に進めることでより効果が発揮されます。今年度よりモデル地区として、県の協力を得ながら5カ年で森本区か

ら宝達区までの広域農道沿いに緩衝帯の設置を進めています。設置後の維持管理については、集落又は任意の管理団体で行います。

町のイノシシ対策は、この3つの方策で進めます。

●質問

北志雄地区で4月頃に一度草刈りを実施した。

一遍には緩衝帯もできないし電気柵もお金がかかるので、敷地は広いが年に2回くらいの除草をお願いしたい。

○回答(財政課長)

時期も見ながら実施したいと思います。

●質問

集落の農作業に対しての保険適用はないと思うが、適用できるようにならないか。

○回答(参事)

河川、道路愛護等の保険適用はあるが、集落で実施している草刈り作業等の保険適用については、保険の内容も見て確認させていただきます。区長さんを通じて連絡いたします。

●質問

羽咋郡市の統廃合について、町長はどう考えているか。

○回答(町長)

人口がどんどん減っていけば、そういう議論が出てくると思うが、そうならない様にしていきたいと考えます。